

平成 30 年 11 月 14 日

会員各位

鎌倉市医師会会長 井口 和幸
地域保健担当理事 花岡 正人
宮下 明

介護保険サービスと保険外サービスを
組み合わせて提供する場合の取扱いについて

神奈川県医師会を通じて通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

介護保険サービスと保険外サービスを
組み合わせて提供する場合の取扱いについて

時下 益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

また、日頃より本会活動に種々ご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて今般、標記について厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室長より各都道府県介護保険主管部長あて通知があり、本会に対しても日本医師会常任理事を介して別添のとおり通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会関係医療機関へ周知いただきますよう宜しくお願い申し上げます。

本通知は、本会ホームページに掲載しましたので、下記により PDF 形式で閲覧若しくはダウンロードしてご利用ください。

〈 神奈川県医師会ホームページ <http://www.kanagawa.med.or.jp/>
→ 会員専用ページ → お知らせ (介護保険関係) 〉

お問い合わせ先
地域医療企画課 担当：岩田
横浜市中区富士見町3-1
TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464
E-mail g-iwata@kanagawa.med.or.jp

(介147)

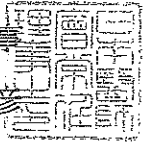
平成30年10月19日

都道府県医師会

介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

江澤 和彦



介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、介護保険制度においては、高齢者が抱える多様なニーズに柔軟に対応できるよう、一定の条件の下で、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することが認められておりますが、その具体的な運用については地方自治体間で差異が見られ、それにより事業者が両サービスを柔軟に組み合わせて提供する際の障壁になっているとの指摘がされております。

こうした背景から、平成29年度老健事業において、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供することに関するルール在り方等の検討および整理が行われ、今般、厚生労働省より、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いに関する通知が発出されましたのでご連絡申し上げます。

なお、介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合であって、区分支給限度額を超えてなお保険外サービスを提供するケースも考えられますが、本会といたしましては、介護保険制度は、高齢者が尊厳を保持し、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要なサービスを提供することを目的とするものであることから、介護支援専門員は、区分支給限度額を超過する居宅サービス計画を作成しようとする場合には、利用者の心身の状況や置かれている環境等に応じた適切なサービスであるかどうか、アセスメント等を通じ十分に検討しなければならないものと認識しております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、郡市区医師会および会員への周知方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。